

# 「秩父市新型コロナウイルス感染症拡大防止対策奨励金」



電子申請・届出サービスによる  
申請はこちらから

新型コロナウイルス感染症拡大により、各業種のガイドラインに基づき感染症対策を取りながら営業をする事業者に対して、新型コロナウイルス感染症防止対策を奨励し今後も継続して感染防止対策を行っていただくため、奨励金を交付します。

【申請期間】 令和2年7月1日(水)から8月31日(月)まで(消印有効)

【対象者】 以下のいずれの条件も満たす方

1. 市内に対面による接客を主とする店舗を有する小規模事業者(チェーンストア・フランチャイズ等を除く)で、対象業種に該当するもの。

※対象業種については裏面の表を参照

2. 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を現在行っており、今後行う意志のある方

3. 市税等を完納している方

【支給金額】 1事業所一律 50,000円

【申請方法】 以下の書類をご用意の上、秩父市電子申請・届出サービス、もしくは郵送にて、「商工課」へ申請ください。

1. 奨励金申請書

2. 各業種における「新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」に基づき複数の感染症対策をした証拠となる写真(3つ以上)※対策例は裏面参照

3. 新型コロナウイルス感染症対策をしたことを店頭に掲げていることがわかる写真(埼玉県の彩の国「新しい生活様式」安心宣言をぜひご活用ください)※県HPは右のQRコードから確認できます ⇒



4. 奨励金振込先の口座情報が確認できるもの

(例)通帳のコピーなど

5. 白紙に押印した印影の画像(電子申請の場合のみ)

※添付可能な画像のファイル形式: 「jpeg」「jpg」「png」「gif」のみで

サイズは写真1点あたり2MB程度

## ※対象事業の表と参考例

### 日本標準産業分類における中分類のうち

分類	参考例
織物・衣服・身の回り品小売業	衣料品店、雑貨店 等
飲食品小売業	八百屋、ベーカリー、菓子屋 等
機械器具小売業	自動車販売店、自転車販売店、家電販売店 等
その他小売業	家具屋、金物屋、ガソリンスタンド、書店、医薬品小売 等
宿泊業	旅館、ホテル、簡易宿泊所 等
飲食店	昼間や夜間営業を行っている飲食店が広く該当します
洗濯・理容・美容・浴場業	クリーニング店、理容室、美容室、公衆浴場 等
教育、学習支援業（大分類）	学習塾、音楽教室、書道教室、そろばん塾 等

・その他ご不明な方はご相談ください。

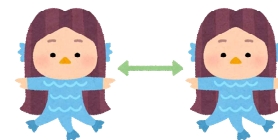
### ※新型コロナウイルス感染症対策の例



・入口での消毒液設置



・店内の定期的な消毒



・ソーシャルディスタンスの確保



・マスクの着用(店員・お客様)



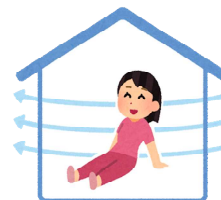
・非接触式体温計による入口での検温



・飛沫防止のためのシールド設置



・手袋を使用した感染予防



・空調や扇風機等を効果的に使用した換気  
(単に入口や窓の開放では認定できません)

上記以外にも、各業種の「新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」に基づく対策について認定しますので、ご不明な点はお気軽にご相談ください！！

【お問合せ先】 秩父市役所 産業観光部 商工課  
〒368-8686 秩父市熊木町8番15号(歴史文化伝承館3階)  
電話番号 0494-25-5208(直通)